

健康保険被保険者証の廃止について

厚生労働省「マイナンバー法等の一部改正法案」に基づき、
2024年12月2日以降、健康保険被保険者証（以下、保険証）の新規交付が廃止され、現在お持ちの保険証は2025年12月1日で使用が終了します。

【ポイント】

- ✓ 現在お持ちの**保険証**は、経過移行措置により**2025年12月1日まで使用可能**。
- ✓ 2025年12月2日からの医療機関受診には、マイナ保険証※¹もしくは資格確認書※²が必要になります。

※1、※2、※3は次ページ参照

【2025年12月2日以降の医療機関受診について】

- ✓ マイナ保険証をお持ちの方は、**マイナ保険証のみで受診可**。
- ✓ 医療機関が**マイナンバーカード未対応の場合は、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」※³を提示**。
- ✓ マイナンバーカードに保険証を紐づけていない場合は、「**資格確認書**」にて受診。
- ✓ マイナンバーカードを持っていない方は、「**資格確認書**」にて受診。

マイナ保険証を作成するには！

- ① マイナポータルからマイナンバーカードへ保険証を紐づけ
- ② 医療機関窓口のカードリーダーで登録
- ③ セブン銀行ATAでの登録
- ④ 市区町村の窓口での登録



注) マイナンバーカードが無い場合は、マイナンバーカードの取得をおこなってください。

マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別などが記された顔写真つきカードで、申請すると無料で交付されます。裏面には、マイナンバー（12桁の番号）が記載されており、法律または条令で定められた手続きにおけるマイナンバーの確認を1枚で済ませることができます。



マイナ保険証を作成するには

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます

スマホで簡単!

<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル

受診時に簡単にできます!

医療機関窓口のカードリーダー

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ!

セブン銀行ATM

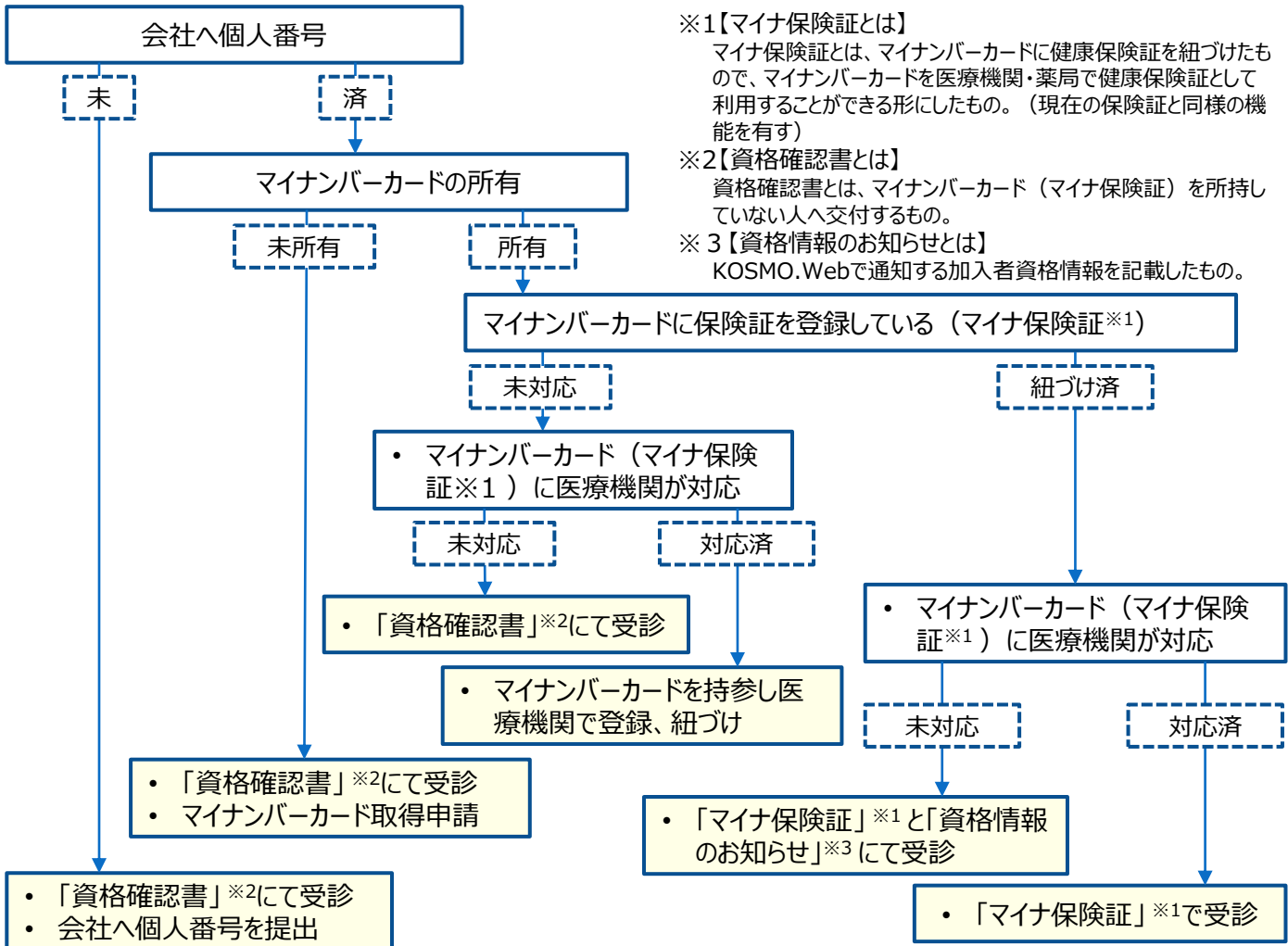
市区町村の窓口

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込み編】



2025年12月2日以降の医療機関受診方法



※1【マイナ保険証とは】

マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけたもので、マイナンバーカードを医療機関・薬局で健康保険証として利用することができる形にしたもの。(現在の保険証と同様の機能を有す)

※2【資格確認書とは】

資格確認書とは、マイナンバーカード (マイナ保険証) を所持していない人へ交付するもの。

※3【資格情報のお知らせとは】

KOSMO.Webで通知する加入者資格情報を記載したもの。